

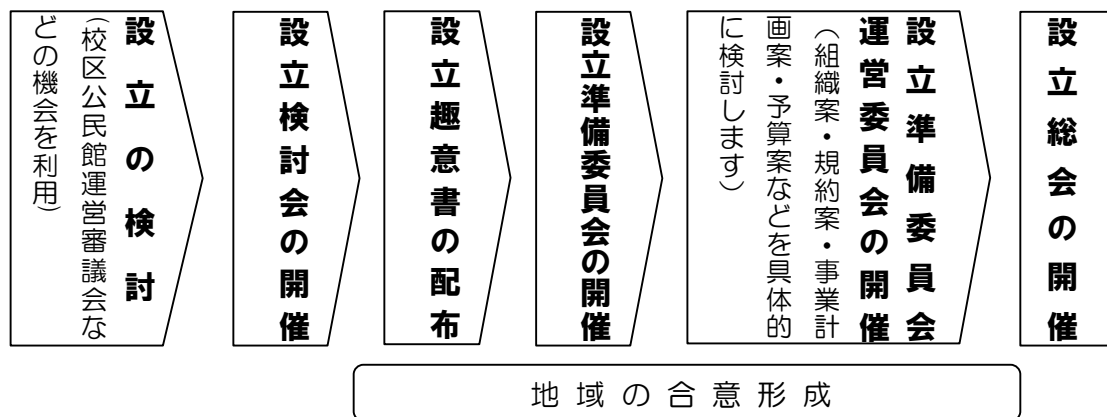
# 地域コミュニティ協議会の設立マニュアル

## 1. どのような手順で設立するのか

地域コミュニティ協議会の立ち上げは、「地域の皆さんによるまちづくり」への第一歩です。

組織を形式的に作っていても、住民一人ひとりがまちづくりを自主的に進めようという意識がなければうまく機能しません。

校区公民館運営審議会など、地域の様々な団体の役員が集まる機会を利用して、地域コミュニティ協議会の中身について意見交換し、設立検討会、設立準備委員会づくりから始め、設立総会の開催まで、地域住民の意識を盛り上げながら、段階的に進める必要があります。



## 2. 設立に向けて検討をはじめましょう

地域コミュニティ協議会の立ち上げの検討を行うにあたっては、小学校区で活動している各種団体（下記の例のとおり）の方などが参加して、検討会や研究会などの会議を開催します。検討会では、設立準備委員会の構成や地域コミュニティ協議会設立までの見通しなどについて協議しましょう。

例) 町内会、校区公民館運営審議会、あいご会、老人クラブ、校区社会福祉協議会、民生・児童委員、安心安全ネットワーク会議、防犯パトロール隊など

地域コミュニティ協議会の必要性について一定の共通理解が進んだ段階で、設立準備委員会を立ち上げましょう。

第1回設立準備委員会案内を各コミュニティ組織に出しましょう。その際には、設立趣意書（次ページ参照）を添えて、準備委員会に出席する人にも趣旨を理解した上で出席してもらおうようにしましょう。

## 趣 意 書

〇〇〇の候、皆様におかれましてはご健勝にてご活躍のことと存じます。

また、地域活動のリーダーとしてまちづくりにご尽力いただき心から感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり鹿児島市及び〇〇校区の地域コミュニティは、町内会のほか、校区公民館運営審議会やあいご会、校区社会福祉協議会など様々な地域コミュニティ組織に支えられてきました。

しかし、近年の少子高齢化や核家族化、都市化や高度情報化の進展に伴い、市民のライフスタイルや価値観が変わり、また、高度経済成長期に拡大した行政や民間サービスなどもあり、「地域のことは地域です」というコミュニティ意識が希薄化し、地域活動へ参加する機会の減少や動機が薄れてきている状況にあると思います。

さらに、会員や行事参加者の減少、役員の担い手不足、運営のマンネリ化により、子育てや教育、地域の安心安全や環境対策など、これまでの地域コミュニティ活動に支えられてきた地域の絆が衰退しつつあります。このような中、鹿児島市では、市政の重要なパートナーである地域コミュニティ組織が、これまで以上に活発な活動が行われるよう支援し、再生するため、「自助、共助、公助」を基本として「市民と協働のまちづくり」を目指しています。

なお、鹿児島市は第五次総合計画の基本目標に「市政と行政が拓く協働と連携のまち」を掲げ、「共に助け合い みんなでつくる活力ある 地域コミュニティ」のスローガンのもと、取り組みを始めています。

その取り組みの一つとして、地域の多様な人材や資源の有効活用、組織の集約・再編などを目指し、校区にある様々な地域コミュニティ組織が有機的に連携する地域コミュニティ協議会の設立を支援することになっています。

そこで、〇〇校区においても、地域コミュニティ協議会を設立し、幅広い団体の参加のもと、活力ある地域づくりに向けての取り組みを進めてまいりたいと思います。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨をご理解いただき、ご参加ご協力くださるようお願い申し上げます。

平成〇年〇月〇日

〇〇地域コミュニティ協議会設立発起人

〇〇校区公民館運営審議会会長 〇〇〇〇

△△△町内会会長 〇〇〇〇

### 3. 設立準備委員会の発足

準備委員会で検討する事項は、地域コミュニティ協議会の「組織構成」、「規約」、「役員構成」、「地域コミュニティ協議会設立までのスケジュール」などです。

実際に検討を行うために、設立準備委員会で、運営委員を選び、運営委員会で具体的な検討を進めると効率的でしょう。

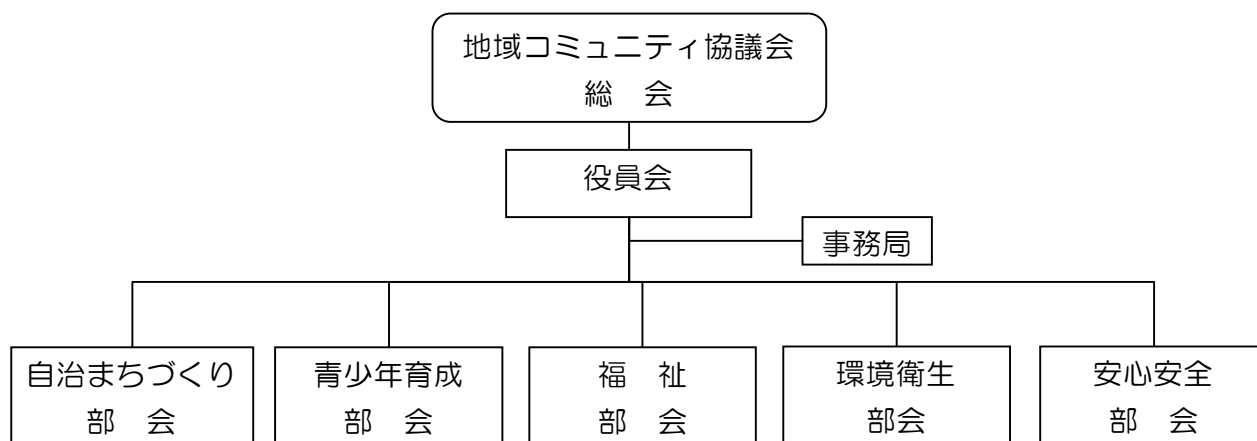
地域コミュニティ協議会の組織構成、規約、事業計画、予算案などについて検討します。地域コミュニティ協議会の設立や実施事業について、多くの地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、地域住民へ周知する必要があります。

### 4. 地域コミュニティ協議会の組織構成を検討します

地域の様々な事柄を協議し、活動を行い、地域を運営していくためには、組織づくりが重要となります。

地域の実情に応じ、地域住民が参加しやすく、運営しやすい組織構成はどのようにしていくかを考えましょう。

(例)



## 5. 事務局の設置場所、事務局職員を検討します

### (1) 事務局の設置場所

これまで、個別で活動していた各種地域活動団体を束ねて活動を展開していくために、構成団体や役員間の連絡などが円滑に行えるよう、地域コミュニティ協議会の活動の拠点となる、事務局を設置します。

この事務局では、地域コミュニティ協議会の業務だけでなく、構成団体である町内会などの補助金申請事務などの業務支援も行います。

事務局の設置場所としては、小学校区に1カ所設置している「校区公民館」を事務局として利用することができます。地域において別に拠点となる施設がある場合は、その施設を活用することもできますが賃料などに対する助成はありません。

### (2) 事務局職員の雇用

地域コミュニティ協議会に設置する事務局には、書類作成や会計を行う職員を雇用していただきます。

週の決まった日時に、職員が事務局を開所することで、地域コミュニティ協議会の拠点としての機能を高められるほか、地域と鹿児島市をつなぐ窓口としても活用していただきます。

事務局職員の雇用にあたっては、ある程度地域のことを知っていて、書類作成や会計などの事務処理を担える人材が望ましいでしょう。地域で人選をしていただくほか、地域で見つからない場合は、鹿児島市から紹介することもできます。

事務局職員の人件費に対しては、年間50万円以内（地域コミュニティ協議会の設立時期によって上限金額が異なります。）の助成を行います。また、事務能力向上に係る講座などの受講案内を行います。

## 6. 地域コミュニティ協議会の規約(案)を検討します

自分たちの住むまちづくりを進めるにあたり、組織運営のルールづくりを行います。文書にしておくことで、会員みんなに開かれた運営ができ住民の参加が促されます。

次のページに規約例をお示ししますが、あくまでもモデルとして参考にさせていただくためのものであり、地域の実情などに応じた内容にすることが必要です。

ただし、必要項目として、次の5項目は盛り込んでいただくこととします。

- ① 地域の課題解決のため、自主的、主体的に活動を行うことを目的とすること
- ② 各地域の居住者や所在する法人、団体など、幅広い住民や各種団体の参加による組織とすること
- ③ 地域コミュニティ協議会規約に基づき役員の民主的な選出を行うこと
- ④ 部会、役員会、総会を開催し、協議による意思決定を行うこと
- ⑤ 地域コミュニティ協議会の活動や会計について、資料等を明らかにし、事業計画、予算作成等の会計処理の透明性を確保すること

## 〇〇地域コミュニティ協議会規約（例）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を〇〇〇〇〇〇内に置く。

（目的）

第2条 協議会は、〇〇小学校区（以下「校区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなで作る活力ある地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、校区内の別表に掲げる地域コミュニティ組織等のほか、校区内に居住する個人及び所在する法人その他の団体（以下「構成団体」という。）で組織する。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 校区の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (2) 校区内の構成団体の活性化に関すること。
- (3) 校区内の構成団体相互の連携並びに構成団体と校区内に居住する個人及び所在する法人その他の団体との連携に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 部会長 各部会1名

（役員を選出）

第6条 役員は、総会において選出する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、（(会長があらかじめ指名した順序によって) ←副会長が複数名置かれている場合）はその職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、協議会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

2 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代議員の3分の1以上から請求があったとき並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

(1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。

(2) 役員選任・解任に関すること。

(3) 規約に関すること。

(4) その他協議会の運営について重大なこと。

3 総会は、構成団体の代表を代議員として組織する。

4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した1名と議長とともに署名押印する。

6 校区内に居住する個人及び所在する法人その他の団体は、総会を傍聴することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

第11条 協議会に部会を置く。

2 部会員は、構成団体から選任及び協議会が公募した者をもって構成する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会は、部会に属する地域課題について調査・審議し、この会が決定した事項を推進する。

6 部会員に欠員が生じたときは、前任者の所属団体から後任者を選任する。

(経費)

第12条 協議会の運営に関する経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

1. この規約は、平成 年 月 日から施行する。
2. 協議会の設立された日の属する年度の会計年度は、第 1 3 条の規定にかかわらず、設立日から〇年 3 月 3 1 日までとする。

別表（第 3 条関係）

〇〇地域コミュニティ協議会構成団体

	区分	団体名称等
1	(1)	〇〇町内会
2	(1)	〇〇町内会
3	(1)	〇〇町内会
4	(1)	〇〇町内会
5	(1)	〇〇町内会
6	(2)	〇〇校区公民館運営審議会
7	(2)	〇〇校区社会福祉協議会
8	(2)	〇〇地域安心安全ネットワーク会議
9	(2)	〇〇地区民選委員児童委員協議会
10	(2)	鹿児島市衛生組織連合会
12	(3)	N P O 〇〇〇
13	(3)	N P O 法人〇〇〇会

※「区分」欄には、鹿児島市地域コミュニティ協議会に関する要綱第 3 条に規定する第 1 号から第 3 号までの該当する区分名



## 7. 事業計画(案)と年間予算(案)を検討します

### (1) 地域コミュニティ協議会が具体的に実施する事業を検討します

事業計画は、地域活動をどのように進めて、自分たちのまちを住みよいまちにしていくかの具体的な内容です。できるかぎり多くの意見を聞き、事業計画に反映させ、地域住民みんなが参加できるような事業内容や実施方法を工夫するなどの配慮が必要となります。

1 これまで行ってきた事業が地域に本当に必要か、費用に見合った効果があるか

2 それぞれの事業の目標を立てます。

3 事業の内容や活動方法、回数などの進め方を決めます。

4 行政や学校、企業など、他の機関との調整を考えます。

5 事業を実施していくための予算を検討します。



【〇〇地域コミュニティ協議会事業計画書】(例)

区分	事業項目	活動内容	部会・団体名
まちづくり活動費	地域コミュニティプラン策定事業	・アンケート調査 ・研修会の開催	自治・まちづくり部会
体育振興費	スポーツ・レクリエーションに関する事業	・ゲートボール大会 (6月：12チーム参加予定) ・校区運動会(10月：500人参加予定)	福祉部会 青少年育成部会
健康福祉費	子育て支援に関する事業	・子育て悩み相談窓口の設置	福祉部会
健康福祉費	高齢者の生きがいづくりに関する事業	・一人暮らし見守り運動 ・敬老会の実施(9月)	福祉部会
青少年健全育成	青少年健全育成に関する事業	・子供たちへの声かけ運動 ・研修会、講演会の開催	青少年育成部会
環境費	ごみ減量・リサイクル推進に関する事業	・フリーマーケット(11月) ・資源物回収活動	環境衛生部会
交通安全対策費	交通安全の推進に関する事業	・交通安全運動 ・街頭指導	安心安全部会
健康福祉費	健康づくりに関する事業	・ウォーキング大会 (1月：100人参加予定)	福祉部会
環境費	環境美化に関する事業	・校区一斉清掃	環境衛生部会
防犯・防災費	防犯・防災に関する事業	・校区防災訓練(2月100人参加予定)	安心安全部会
まちづくり活動費	まちづくりに関する事業	・ふるさと祭り(夏：500人参加予定)	自治・まちづくり部会
社会教育費	文化活動に関する事業	・校区文化祭(11月：300人参加予定)	自治・まちづくり部会
印刷費	広報活動に関する事業	・協議会だよりの発行	自治・まちづくり部会
人件費	事務局運営に関する事業	・事務経費 ・人件費	自治・まちづくり部会

## **(2) 地域コミュニティ協議会の活動資金について検討します**

地域コミュニティ協議会で事業を実施するときの活動資金については、イベントを実施する際に地域の各種団体から負担金を集めて実行委員会方式で運営するのか、年間に〇〇円という負担金を決めて、予算を作るのか、検討しましょう。

## **(3) 予算(案)を作ります**

予算は、市からの補助金や地域の皆さんから集めた大切な資金(町内会などからの負担金など)の使い道を示すものとなります。皆さんに対し、正確に分かりやすく作る必要があります。

予算は、事業計画に基づいて作成することになります。前年度に実施した事業を継続する場合は、前年度を参考に組み立てるとよいでしょう。なお、費用に合った効果があるかなど一度十分な検証を行うようにしましょう。

【〇〇地域コミュニティ協議会事業収支計画書】

(収入)

区 分	予算額	内 訳
市補助金	〇〇〇円	地域コミュニティ協議会運営等支援補助金 地域コミュニティ協議会事務局職員雇用支援補助金
会員負担金(町内会負担金)	〇〇〇円	〇〇世帯×〇円(年間)
地域コミュニティ協議会自主財源	〇〇〇円	フリーマーケット収入 資源物回収活動収入
〇〇事業負担金	〇〇〇円	〇〇事業に対する〇〇からの負担金
雑収入	〇〇〇円	預金利息等
合 計	〇〇〇円	

(支出)

区 分	予算額	内 訳	
事業費	社会教育費	〇〇〇円	校区文化祭事業費
	体育振興費	〇〇〇円	校区運動会事業費
	健康福祉費	〇〇〇円	敬老会、ウォーキング大会事業費
	青少年健全育成費	〇〇〇円	声かけ運動用ベスト購入費
	環境費	〇〇〇円	フリーマーケット事業費
	交通安全対策費	〇〇〇円	交通指導用ジャンパー購入費
	防犯・防災費	〇〇〇円	校区防災訓練炊き出し訓練材料費
	まちづくり活動費	〇〇〇円	アンケート調査経費、研修会講師謝礼、 役員研修会
	小 計	〇〇〇円	
事務費	人件費(事務職員費)	〇〇〇円	事務局職員賃金
	報償費	〇〇〇円	出会手当
	旅費	〇〇〇円	役員研修会
	役務費	〇〇〇円	電話、郵送料
	印刷費	〇〇〇円	コピー代
	備品購入費	〇〇〇円	パソコン購入費
	予備費	〇〇〇円	
	小 計	〇〇〇円	
合 計	〇〇〇円		

#### (4) 地域コミュニティプランの策定に必要な事業を検討します

○ページで後述しますが、地域の皆さんが、自分たち生活する地域をどのようなまちにしたいかという将来像（目標）や方向性を「地域コミュニティプラン」として策定し、その目標に向けた事業などを計画する必要があります。

まずは、地域コミュニティプランを策定するため、地域の課題や資源を洗い出すことが必要です。そのためのプロジェクトチームの設置やアンケート調査といった事業を検討します。

## 8. 設立総会開催の準備を行います

地域コミュニティ協議会は、地域の構成団体の代表を代議員とし開催することを基本として想定していますが、設立総会には、できるだけ多くの住民に参加してもらうことが重要です。これからの地域のまちづくりを自分たちで行っていくことを宣言する場ともいえます。

### ～総会開催前の準備～

- 開催通知      通知文には、会議の開催日時や議題などを分かりやすく書き、開催の1カ月ほど前までに住民へ周知しましょう。
- 定足数確認      規約に定められた定足数に達していないと会議は開けません。会員の総数と定足数を確認しましょう。
- 委任状          署名・押印のある委任状は、議決数にも影響します。提出された委任状の数、誰に委任しているかを確認しましょう。
- 議長選出        議長は、総会の場で決めるのが原則です。議長の立候補者が期待できない場合には、あらかじめ候補者の案を設立準備会で決めておき、本人に伝えておく必要があります。

総会出席については、総会会場の規模や地域世帯数によって、それぞれ違ってきます。設立準備会でどの程度の出席を求めるかを十分検討してください。

## 9. 設立総会を開きます

準備が整えば、総会を開催し、設立に向けた準備の経緯から、当該地域の今後のまちづくりの方向性について理解してもらいながら総会を進めていきます。

### ～地域コミュニティ協議会設立総会の手順例～

#### (1)開 会

はじめの司会者は、設立準備会の役員(例えば副会長)が行うのが一般的でしょう。定刻になって出席者数が定足数に達した場合は、直ちに開会を宣言します。

#### (2)あいさつ

あいさつでは、設立準備会会長がこれまでの経緯等について説明を行いましょう。

#### (3)議長選出

議長の選出には自薦と他薦があり、どちらの場合も出席者の同意が必要です。

#### (4)定足数の報告・総会設立宣言

議長は、出席者数を確認した上で、定足数に達したため総会が成立したことを宣言します。

#### (5)議事録署名人の選出

議事録には、議長のほか出席者の中から選出された2～3名の会員(住民)が署名するのが一般的です。

#### (6)議案審議

- 第一号議案 規約制定
- 第二号議案 役員選出
- 第三号議案 ○○年度事業計画(案)
- 第四号議案 ○○年度予算(案)

#### (7)閉 会

## 10. 地域コミュニティ協議会設立の届出

設立総会での協議が終了したら、市に対し、地域コミュニティ協議会設立に関する届出を行っていただきます。

鹿児島市に、設立届出書(〇ページ参照)に規約、役員名簿及び設立に関する総会資料を添えて提出することで、地域コミュニティ協議会の登録が完了します。

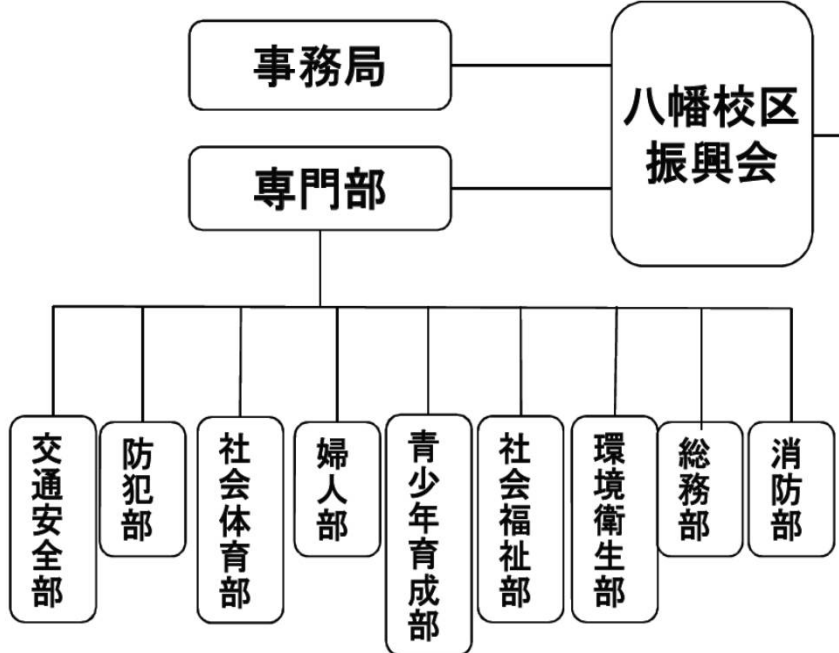




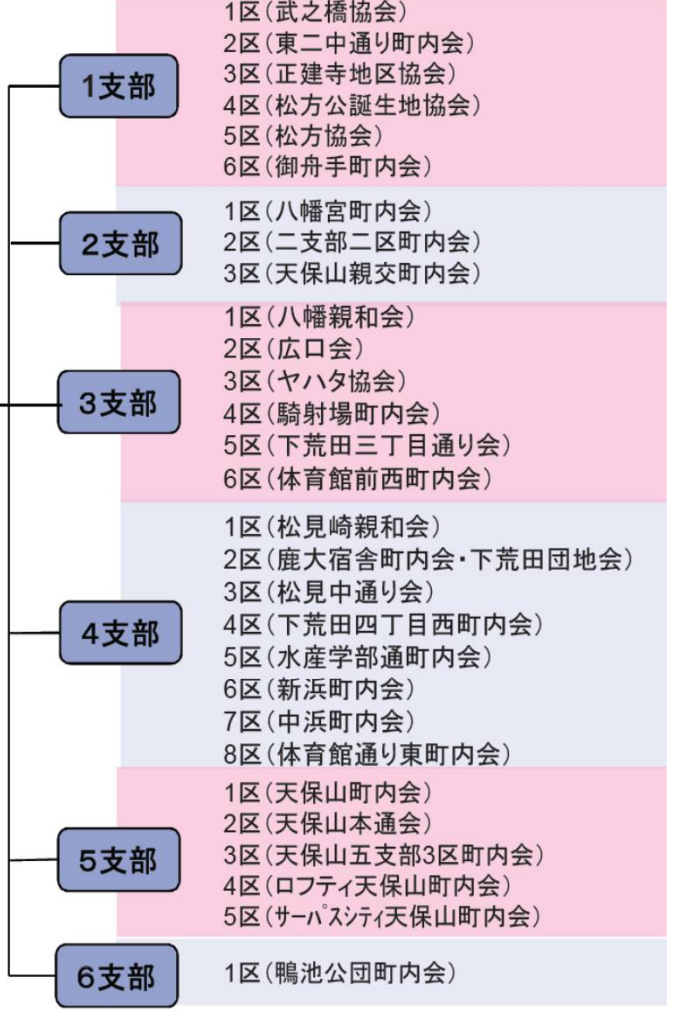
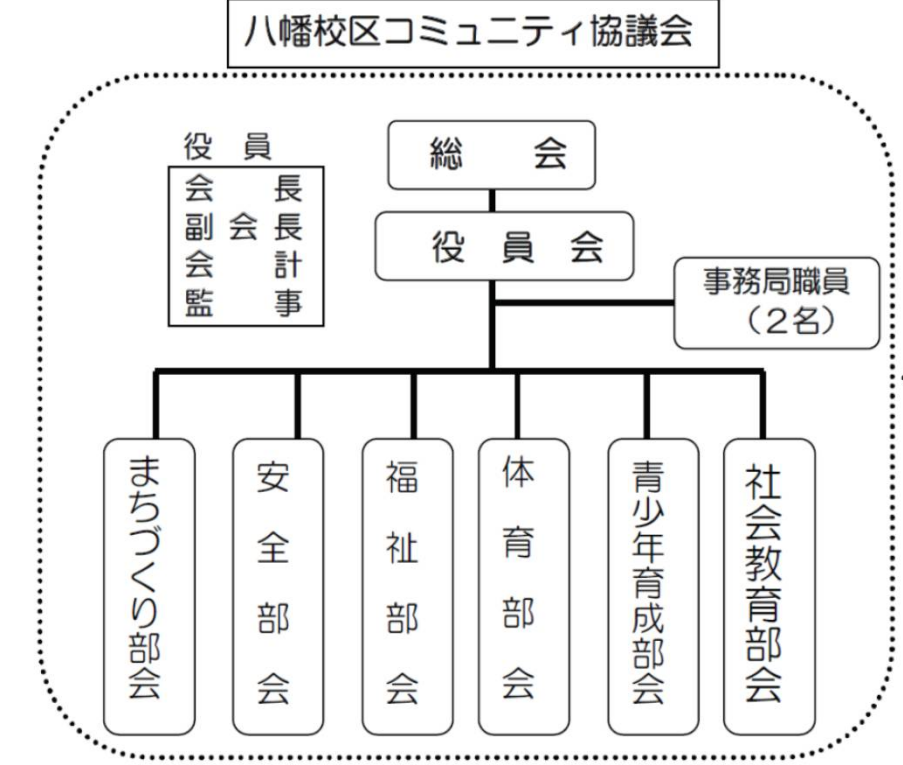
# 八幡校区コミュニティ協議会の概要(検証・評価基礎資料)

校区	八幡校区
協議会名	八幡校区コミュニティ協議会
設立日	平成24年10月29日
登録日	平成24年11月1日
設立母体となった団体	八幡校区振興会
構成団体数(個人含む)	91団体
スローガン	笑顔がっなぐ八幡校区！ ～つよい絆で明るく住みよいまちづくり～
拠点施設	八幡校区振興会公民館
協議会設立までの経緯	平成23年11月16日 八幡校区振興会会長(八幡校区公民館運営審議会委員長と兼務)への説明
	12月21日 八幡校区振興会への説明
	平成24年3月14日 八幡校区振興会会長(八幡校区公民館運営審議会委員長と兼務)との協議
	4月18日 八幡校区振興会会長(八幡校区公民館運営審議会委員長と兼務)・専任副会長との協議
	6月25日 八幡校区振興会会長・専任副会長・副会長との協議
	7月14日 八幡校区振興会理事会
	8月27日 地域コミュニティ協議会設立に向けた設立検討会
	9月10日 地域コミュニティ協議会設立に向けた設立検討会
	9月10日 八幡校区公民館運営審議会
	9月20日 第1回設立準備委員会
9月27日 設立準備委員会第1回運営委員会	
10月3日 設立準備委員会第2回運営委員会	
10月10日 第2回設立準備委員会	
10月29日 設立総会開催	

設立母体の組織図



地域コミュニティ協議会の組織図



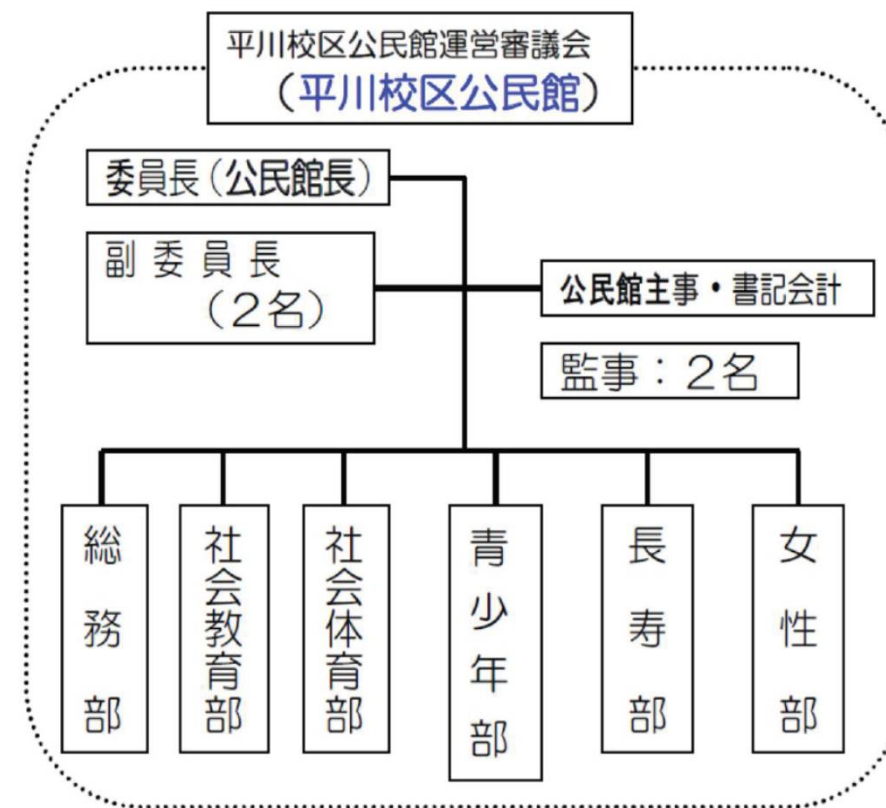
- 八幡校区コミュニティ協議会構成団体 91団体
- 武蔵野市社会福祉協議会
  - 正徳会
  - 松方公誕生地協会
  - 松方協会
  - 御舟手町内会
  - 八幡宮町内会
  - 二支部二区町内会
  - 天保山親交町内会
  - 八幡親和会
  - 広口会
  - ヤハタ協会
  - 騎射場町内会
  - 下荒田三丁目通り会
  - 体育館前西町内会
  - 松見崎親和会
  - 鹿大宿舍町内会・下荒田団地会
  - 松見中通り会
  - 下荒田四丁目西町内会
  - 水産学部通町内会
  - 新浜町内会
  - 中浜町内会
  - 体育館通り東町内会
  - 天保山町内会
  - 天保山本通会
  - 天保山五支部3区町内会
  - ロフティ天保山町内会
  - サーパスシティ天保山町内会
  - 鴨池公園町内会
  - 八幡校区振興会
  - 八幡校区公民館運営審議会
  - 八幡校区交通安全部
  - 八幡校区防犯部
  - 八幡校区社会体育部
  - 八幡校区婦人部
  - 八幡校区青少年育成部
  - 八幡校区社会福祉部
  - 八幡校区環境衛生部
  - 八幡校区総務部
  - 八幡校区消防部
  - 八幡校区まちづくり部会
  - 八幡校区安全部会
  - 八幡校区福祉部会
  - 八幡校区体育部会
  - 八幡校区青少年育成部会
  - 八幡校区社会教育部会
  - 八幡校区交通安全部
  - 八幡校区防犯部
  - 八幡校区社会体育部
  - 八幡校区婦人部
  - 八幡校区青少年育成部
  - 八幡校区社会福祉部
  - 八幡校区環境衛生部
  - 八幡校区総務部
  - 八幡校区消防部
  - 八幡校区まちづくり部会
  - 八幡校区安全部会
  - 八幡校区福祉部会
  - 八幡校区体育部会
  - 八幡校区青少年育成部会
  - 八幡校区社会教育部会
  - 八幡校区交通安全部
  - 八幡校区防犯部
  - 八幡校区社会体育部
  - 八幡校区婦人部
  - 八幡校区青少年育成部
  - 八幡校区社会福祉部
  - 八幡校区環境衛生部
  - 八幡校区総務部
  - 八幡校区消防部
  - 八幡校区まちづくり部会
  - 八幡校区安全部会
  - 八幡校区福祉部会
  - 八幡校区体育部会
  - 八幡校区青少年育成部会
  - 八幡校区社会教育部会



# 平川まちづくり協議会の概要(検証・評価基礎資料)

校区	平川校区
協議会名	平川まちづくり協議会
設立日	平成24年12月23日
登録日	平成24年12月25日
設立母体となった団体	平川校区公民館運営審議会
構成団体数(個人含む)	48団体
スローガン	豊かな自然 笑顔とあいさつ 活気あふれる ふるさと平川
拠点施設	平川校区公民館(平川小学校敷地内)
協議会設立までの経緯	平成23年11月17日 平川校区町内会連絡協議会(町内会長会)会長との協議
	12月9日 平川校区公民館運営審議会
	平成24年3月14日 平川校区町内会連絡協議会(町内会長会)会長との協議
	4月7日 平川校区町内会連絡協議会(町内会長会)
	9月29日 地域コミュニティ協議会説明会
	11月11日 第1回設立準備委員会の開催
	11月28日 第1回設立準備運営委員会
	12月3日 第2回設立準備運営委員会
	12月23日 設立総会開催

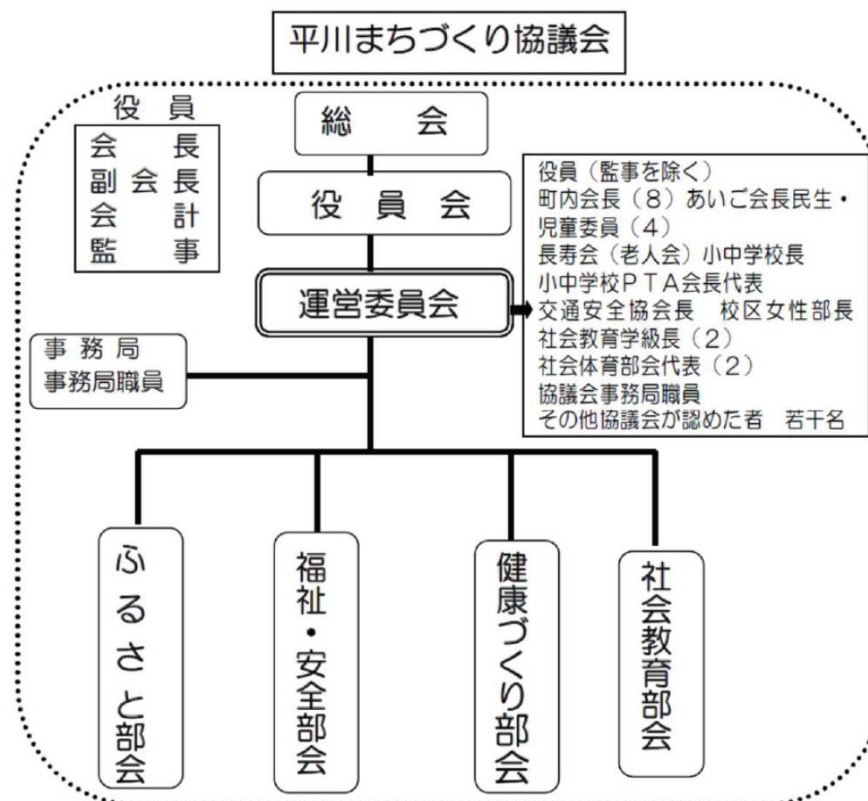
設立母体の組織図



平川校区公民館運営審議会 委員構成 25名

- 野屋敷地区会長
- 浜平川地区会長
- 平川小学校校長
- 海の上地区会長
- 軸屋地区会長
- 砂取地区会長
- 豆打地区会長
- 池元地区会長
- 中尾地区会長
- 福平中学校長
- あいご会長
- 平川小PTA会長
- 民生児童委員(3)
- 主任児童委員
- 長寿会会長
- 交通安全協会
- 女性学級長
- 成人学級長
- 校区社会体育部長
- 福平PTA代表
- スポーツ推進員
- 校区公民館主事

地域コミュニティ協議会の組織図



平川まちづくり協議会構成団体 46団体

- 町内会(地区会)
- 海の上・浜平
- 軸屋・砂取
- 野屋敷
- 民生児童協議会
- 交通安全協議会
- 消防分団
- 長寿会(老人クラブ)
- 安心・安全ネットワーク
- 七尾フシ野
- 錦江高等
- 平川小学校PTA
- 福平中学校PTA
- 民生児童委員協議会
- 学校支援ボランティア
- 地域コーディネーター
- 社会体育部
- スポーツ推進員
- スポーツ少年団
- 川ミミバスケットボール部
- 平川バレーボールクラブ
- ソフトバレーボールふれあい
- 浜平川ラウンドゴルフ同好会
- お遊者クラブ
- 錦江湾遠泳同好会
- 平川ヨットハーバー